令和2年度第2回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和2年4月28日

担当部·課:復興事業部基盤整備課[内線5535]

① 件 名

中瀬公園整備事業用地にかかる訴訟の提起について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

中瀬公園整備事業について、平成29年12月から用地取得を開始し、令和2年3月までに全体53筆のうち36筆の買収を完了した。

残りの17筆のうち今回提案の5筆は、長年にわたり市道敷として市が使用しているものの、不動産登記簿上の名義が市となっていない土地である。

市が市道として使用を開始した経緯は不明であり、また、不動産登記簿上の名義人に対し、市への所有権移転登記の協力依頼を行ったが了解を得られなかったことから、民事訴訟による以外に登記名義を市に変更する方法がない状況にある。

なお、当事業は令和7年度完了予定であるが、当該地の整備については、令和2年度下半期を予定 しており、登記名義の変更が急務となっている。

【目的】

市が市道認定された道路として20年以上占有していることを理由に、時効取得を原因とする所有 権移転登記手続請求訴訟を提起するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

民法(明治29年法律第89号)第162条第1項

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 旬・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 都市公園整備事業(中瀬公園)として、総合計画実施計画並びに震災復興基本計画実施計画に位置付け有り

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成25年 9月 防災集団移転促進事業による用地取得開始

平成29年12月 土地基金先行取得により中瀬公園整備事業による用地取得開始

平成30年11月 都市計画決定

平成31年 1月 都市計画事業認可

令和 2年 3月 中瀬公園整備事業による取得予定地53筆のうち36筆を取得し、残り17筆。

⑤ 主な内容

石巻市中瀬4番23ほか4筆の土地の登記名義人に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起するもの。

・土地の概要(公簿による)

地番:石巻市中瀬4番23 地目:公衆用道路 地積: 36㎡ 地番:石巻市中瀬4番24 地目:公衆用道路 地積: 23㎡ 地番:石巻市中瀬4番25 地目:公衆用道路 地積: 22㎡ 地番:石巻市中瀬5番 9 地目:公衆用道路 地積: 29㎡

地番:石巻市中瀬5番17 地目:公衆用道路 地積: 6.61 m²

合計:116.61㎡

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

中瀬公園整備事業の推進を図るとともに、公園(市有財産)の適切な管理を遂行することができる。

【市財政への負担】(現計予算で対応)

訴訟費用(裁判所手数料、被告へ訴状を送付する(送達)郵便料等) 未定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年 6月 市議会第2回定例会に、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟の提起 の議案を提出

時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟の提起

※令和2年9月末までの所有権移転登記完了を目指す。

9 その他